

| 岡山県公報                                             |  | 発行<br>岡山県 |  |  |  |
|---------------------------------------------------|--|-----------|--|---------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 目次                                                |  | 担当課（室）    |  | 目次                                                                                    |  |
| ○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則<br>【規則】<br>（県例規集登載）         |  | デジタル推進課   |  | の申請                                                                                   |  |
| ○ 岡山県情報システム運営規程の廃止<br>【訓令】<br>（県例規集登載）            |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| ○ 岡山県情報システム運営規程<br>【合同訓令】<br>（県例規集登載）             |  | 〃         |  | 【選挙管理委員会】                                                                             |  |
| ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退<br>【告示】<br>（県例規集登載） |  | 障害福祉課     |  | 政治団体の名称等の公表                                                                           |  |
| ○ 優良図書の推奨<br>【告示】<br>（県例規集登載）                     |  | 子ども家庭課    |  | 政治団体の代表者等の異動                                                                          |  |
| ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧<br>【告示】<br>（県例規集登載）            |  | 経営支援課     |  | 政治団体の解散                                                                               |  |
| ○ 一般競争入札の実施<br>【告示】<br>（県例規集登載）                   |  | 畜産課       |  | 資金管理団体の名称等の公表                                                                         |  |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任届<br>【告示】<br>（県例規集登載）             |  | 耕地課       |  | 資金管理団体の指定取消し                                                                          |  |
| ○ 土地改良区の定款変更の認可<br>【告示】<br>（県例規集登載）               |  | 〃         |  | 資金管理団体の届出事項の異動                                                                        |  |
| ○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定<br>【告示】<br>（県例規集登載）          |  | 農村振興課     |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 選挙管理委員会                                                                               |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  | 〃                                                                                     |  |
| 〃                                                 |  | 〃         |  |                                                                                       |  |

◎岡山県規則第四十九号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)17の項1の備考欄中「（平成27年岡山県訓令第2号）」を「（令和8年岡山県訓令・岡山県人事委員会訓令・岡山県監査委員訓令・岡山県議会訓令・岡山県企業委員会・岡山県教育委員会訓令第1号）」に改める。

附 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

◎岡山県訓令第4号

岡山県情報システム運営規程（平成二十七年岡山県訓令第2号）は、  
令和8年7月31日 廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年8月1日から施行する。

岡山県知事 伊原木 隆 太

庁 中 一 般  
出 先 機 関

- 岡山県訓令
- 岡山県人事委員会訓令
- 岡山県監査委員訓令
- 岡山県議会訓令 第一号
- 岡山県企業訓令
- 岡山県教育委員会訓令

庁中一般  
出先機関  
労働委員会事務局  
人事委員会事務局  
監査事務局  
議会事務局  
企業局一般  
教育庁

岡山県情報システム運営規程を次のように定める。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆太  
岡山県人事委員会委員長 安 田 寛  
岡山県代表監査委員 榎 尾 俊之  
岡山県議会議長 太 田 正孝  
岡山県公営企業管理者 万 代 洋士  
岡山県教育委員会

岡山県情報システム運営規程

(目的)

第一条 この訓令は、岡山県における情報システムの設置、管理及び利用について必要な事項を定め、もって情報システムの適正かつ効果的な運営を図ることを目的とする。(用語の定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 情報システム 電子計算機、ネットワーク及びこれらを制御するプログラムで構成され、これらによる情報の記録、演算、加工等の処理及び伝達の方法及び手続の総合的な体系をいい、専ら制御に用いるものを除く。

二 ネットワーク 電子計算機を相互に接続する情報通信網並びにこれを構成する通信機器及び通信回線をいう。

三 データ 情報システムに係る入出力帳票又は記録媒体に記録された情報をいう。

四 所属 岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）に規定する本庁の課及び室並びに出先機関、議会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、企業局並びに岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）に規定する課及び室並びに岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）別表第一教育庁関係の項に掲げる県事務所をいう。

五 情報管理主管課長 情報システム及びこれに係る情報管理に関する総合的な企画立案及び連絡調整を行う所属の長をいい、総務部デジタル推進課長をもって充てる。(情報システムの設置)

第三条 情報システムを設置しようとする所属の長は、別に定めるところにより情報管

理主管課長に協議しなければならない。既に設置している情報システムの全部若しくは一部を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(情報システムの管理及び利用)

**第四条** 情報システムの管理は、当該情報システムを設置する所属の長(以下「情報システム主管課長」という。)が行うものとする。

2 情報システム主管課長は、当該情報システムを効率的かつ計画的に利用しなければならない。

3 情報システム主管課長は、情報システムの適正な管理及び利用を図るための要領の策定その他の必要な措置を講じなければならない。

(ネットワークの利用)

**第五条** 情報システム主管課長は、その管理する情報システムをネットワークに接続しようとするときは、当該ネットワークを管理する所属の長に協議し、及びその承認を受けなければならない。

(データの管理等)

**第六条** 情報システム主管課長は、当該情報システムで利用するデータの適正な管理を行うものとする。

2 情報システム主管課長が管理するデータを利用しようとする他の所属の長は、別に定めるところにより、当該情報システム主管課長及び関係する所属の長の承認を受けなければならない。

(情報セキュリティに関する対策の実施)

**第七条** 情報システム主管課長は、別に定めるところにより、必要な情報セキュリティ(データについて、その権限を有する者のみが当該データを利用することができ、当該データの処理及び伝達が正確であり、当該権限を有する者が必要ときに当該データを利用することができる状態の維持をいう。)に関する対策を実施しなければならない。

(情報システムの設置等の業務の委託)

**第八条** 情報システム主管課長は、必要と認める場合には、情報システムの設置、管理、利用等に係る業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

2 前項の規定により情報システムの設置等に係る業務を第三者に委託するときは、データを適正に管理させるために必要な措置を講じなければならない。

(情報システムの設置等に係る調整等)

**第九条** 情報管理主管課長は、情報システムの設置、管理、利用、第七条の対策の実施等の状況について、情報システム主管課長に対し、必要な事項を調査し、報告を求め、又は必要に応じ助言若しくは調整を行うことができる。

(業務継続計画等)

**第十条** 情報管理主管課長は、災害等により情報システムに障害が発生した場合においても業務を継続することができるよう、あらかじめ情報システムの復旧に係る計画を策定し、及び当該計画に基づいて必要な措置を講じておかなければならない。

2 情報システム主管課長は、災害等によりその設置する情報システムに障害が発生した場合においても当該情報システムによる業務を継続することができるよう、あらかじめ当該情報システムの復旧に係る計画を策定し、及び当該計画に基づいて必要な措置を講じておかなければならない。

3 情報システム主管課長は、前項の計画を策定するに当たっては、第一項の計画との整合性の確保を図るものとする。

(研修)

第十一条 情報管理主管課長は、情報システムの適正かつ効果的な運営に必要な知識及び技能を有する職員を養成するための研修を行うことができる。

2 前項の研修は、総務部人事課長と協議して行うものとする。  
(その他)

第十二条 この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和八年八月一日から施行する。

◎岡山県告示第三百五十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和八年七月二十一日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|             |                            |                       |                |
|-------------|----------------------------|-----------------------|----------------|
| 一 指定した医師    |                            |                       |                |
| 指定医師名       | 診療科目                       | 医療機関の名称               | 所在地            |
| 的場 結香       | 肢体不自由                      | 国立病院機構 南岡山医療センター      | 都窪郡早島町早島四〇六六   |
| 佐藤 洋亮       | 肢体不自由、小腸、肝臓                | 医療法人社団福谷会 鴨方第一内科クリニック | 浅口市鴨方町六条院中一三二九 |
| 二 指定を辞退した医師 |                            |                       |                |
| 指定医師名       | 診療科目                       | 医療機関の名称               | 所在地            |
| 平川 秀三       | 肢体不自由、心臓、腎臓                | 平川内科クリニック             | 総社市久代四九六四―一    |
| 木村 五郎       | 呼吸器、免疫                     | 国立病院機構 南岡山医療センター      | 都窪郡早島町早島四〇六六   |
| 宗田 良        | 肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸、免疫      | 国立病院機構 南岡山医療センター      | 都窪郡早島町早島四〇六六   |
| 藤本 佳夫       | 肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、直腸、ぼうこう、小腸 | 一般財団法人津山慈風会 津山中央クリニック | 津山市二階町六五       |

◎岡山県告示第三百五十五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
令和八年七月三十一日

| 番号 | 図 書 名                | 著 者                                    | 作 者                       | 図 書 知 事     | 対 象    | 伊 原 木 隆 太 |
|----|----------------------|----------------------------------------|---------------------------|-------------|--------|-----------|
| 1  | ねむねむ                 | 風川かなた                                  | 作                         | みらいベブリッソング  | 幼      | 児         |
| 2  | きみってすごいね             | まつの ゆきこ                                | 作                         | 歴史探訪社       | 〃      |           |
| 3  | いつちゃんはわたしのかわいいいもうとです | よこみち けいこ                               | 文                         | G a k k e n | 小学生（低） |           |
| 4  | オラシタータンはアッちゃんの先生     | 北村 裕花<br>天満 敦子<br>阿見 みどり<br>グローバル      | 絵<br>話<br>文・絵<br>写真<br>監修 | 銀 の 鈴 社     | 〃      |           |
| 5  | いのちをまもるぼうさいの絵本       | 国崎 信江<br>まつむら あきひろ<br>W I L L こども知育研究所 | 絵<br>編・著                  | 金 の 星 社     | 〃      |           |
| 6  | 最強生物クマムシくん           | しおうらしんたろう                              | 文・絵                       | ポトス出版       | 小学生（中） |           |
| 7  | ぼくらがやりたい10のこと        | 工藤 純子                                  | 作                         | ポ プ ラ 社     | 小学生（高） |           |
| 8  | 夏の迷子                 | 村上 しいこ                                 | 絵 著                       | フレーベル館      | 〃      |           |
| 9  | ぼくのいうことを、きかないぼく      | 柴野 理奈子<br>中田 いくみ<br>トウレット当事者会          | 作 絵<br>監修                 | ポ プ ラ 社     | 〃      |           |
| 10 | スマホを持たない君へ           | 清水 晴木                                  | 著                         | P H P 研究所   | 中 学 生  |           |

◎岡山県告示第三百五十六号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。  
令和八年七月三十一日

|    |     |                                             | 岡山県知事   |  | 伊原 隆 太 |  |
|----|-----|---------------------------------------------|---------|--|--------|--|
| 番号 | 種 別 | 名 称                                         | 発 行 者 等 |  |        |  |
| 1  | 雑 誌 | 裏ネタJACK 2026年8月号                            | ダイアプレス  |  |        |  |
| 2  | ”   | 芸能美女お宝コレクション26<br>芸能アイドル禁断のSEXY痴態限界<br>突破SP | ズレインハウス |  |        |  |
| 3  | ”   | COMIC LO 2026年8月号                           | 茜 新 社   |  |        |  |
| 4  | ”   | Comic Masayo 2026年8月号                       | 三 和 出 版 |  |        |  |
| 5  | ”   | Dear+ 2026年7月号                              | 新 書 館   |  |        |  |

〔三二〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日本一のだがし売場

所在地 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置

（変更前）届出書添付図面三に記載のとおり

（変更後）届出書添付図面四に記載のとおり

4 変更年月日

令和九年三月八日

二 届出年月日

令和八年七月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年七月三十一日から同年十一月三十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五  
業労働部経営支援課ホームページ

〔三二一〕 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県営食肉地方卸売市場で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和8年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 納入場所及び予定数量

| 施 設 名                 | 所 在 地          | 納入期間における<br>使用予定電力量 |
|-----------------------|----------------|---------------------|
| 岡山県営食肉地方卸売市場<br>(業務棟) | 岡山市中区桜橋 1－2－43 | 11, 166, 000kWh     |
| 岡山県営食肉地方卸売市場<br>(管理棟) | 岡山市中区桜橋 1－2－43 | 363, 000kWh         |

(5) 入札方法

入札に当たっては、(4)の2施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの3年間の参考総価金額の2施設分の合計金額をもって、入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、令和7年4月から令和8年3月までの使用実績等に基づく3年分の使用予定電力量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和8年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第31号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの）適用）、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入並びに省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組及び地域における再エネの創出・利用の取組に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226－7538

(2) 申請期限

令和8年8月20日（木） 午後5時

### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒703－8285 岡山市中区桜橋一丁目2番43号

岡山県営食肉地方卸売市場 総務課

電話 (086) 272－2138

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年7月31日（金）から同年8月27日（木）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後3時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、岡山県営食肉地方卸売市場のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/205/>）からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年9月15日（火） 午後2時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和8年9月14日（月）午後3時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市中区桜橋一丁目2番43号

岡山県営食肉地方卸売市場 管理棟2階 会議室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和8年8月27日（木）午後3時までに、4（1）の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased:

Electricity for Okayama Prefectural Regional Wholesale Meat Market  
(11,529,000kWh)

(2) Delivery period:

From 1st November, 2026 through to 31st October, 2029

(3) Location for Delivery:

Okayama Prefectural Regional Wholesale Meat Market,  
1-2-43 Sakurabashi, Naka-ku, Okayama-shi

(4) Deadline for tender:

2:00P.M. 15th September, 2026

(when delivered by mail 3:00P.M. 14th September, 2026)

(5) Point of Contact for Notifications:

Okayama Prefectural Regional Wholesale Meat Market,

令和8年7月31日 岡山県公報 第12824号

1-2-43 Sakurabashi, Naka-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 703-8285, Japan  
TEL 086-272-2138



# 令和8年7月31日 岡山県公報 第12824号

〔三二三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年七月三十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

廠舎池土地改良区

二 認可年月日

令和八年七月二十三日

# 令和8年7月31日 岡山県公報 第12824号

〔三二四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年七月三十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

美山川土地改良区

二 認可年月日

令和八年七月二十三日

〔三二五〕農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番        |  | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---------------|--|----|------------|
| 吉備中央町加茂市場一八八七 |  | 田  | 一、二三七      |
| 吉備中央町加茂市場一八八八 |  | 田  | 一、三九二      |

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間                | 借賃に相当する補償金の額 | 補償金の支払の方法                    |
|--------------|---------------------|--------------|------------------------------|
| 令和八年十月一日     | 権利の始期から令和十三年九月三十日まで | 一三、一四五円      | 農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。 |

五 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由

借受希望者が明確であり、また公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団農地中間管理事業規程第四条第二項の規定による農地中間管理権を取得しないとされた農用地等に該当しない。

六 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
- 令和八年八月十四日（金）
- 2 提出先
- 岡山県農林水産部農村振興課
- 3 記載事項
- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
  - (5) 意見の趣旨及びその理由
  - (6) その他参考となるべき事項
- 七  
その他

十五年以上の農地を利用する権利の存続期間を設定した農地については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する土地改良事業が行われることがある。

〔三二六〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番        |  | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---------------|--|----|------------|
| 吉備中央町加茂市場一八八九 |  | 田  | 八四二        |
| 吉備中央町加茂市場一八九〇 |  | 田  | 五四五        |

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間                | 借賃に相当する補償金の額 | 補償金の支払の方法                    |
|--------------|---------------------|--------------|------------------------------|
| 令和八年十月一日     | 権利の始期から令和十三年九月三十日まで | 六、九三五円       | 農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。 |

五 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由

借受希望者が明確であり、また公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団農地中間管理事業規程第四条第二項の規定による農地中間管理権を取得しないとされた農用地等に該当しない。

六 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
- 令和八年八月十四日（金）
- 2 提出先
- 岡山県農林水産部農村振興課
- 3 記載事項
- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
  - (5) 意見の趣旨及びその理由
  - (6) その他参考となるべき事項
- 七  
その他

十五年以上の農地を利用する権利の存続期間を設定した農地については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する土地改良事業が行われることがある。

〔三二七〕農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番      |   | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-------------|---|----|------------|
| 津山市池ヶ原三〇六番一 | 田 |    | 一、九七六      |

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間                | 借賃に相当する補償金の額 | 補償金の支払の方法                        |
|--------------|---------------------|--------------|----------------------------------|
| 令和八年十月一日     | 権利の始期から令和十三年九月三十日まで | 九、八八〇円       | 農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局津山支局に供託する。 |

五 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由

借受希望者が明確であり、また公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団農地中間管理事業規程第四条第二項の規定による農地中間管理権を取得しないとされた農用地等に該当しない。

六 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年八月十四日（金）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

- 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- 意見の趣旨及びその理由

七 (6) その他参考となるべき事項  
その他

十五年以上の農地を利用する権利の存続期間を設定した農地については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する土地改良事業が行われることがある。

〔三二八〕農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番      |   | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-------------|---|----|------------|
| 笠岡市吉浜一―一六番二 | 田 |    | 六一三        |

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が不確知であり、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間                | 借賃に相当する補償金の額 | 補償金の支払の方法                        |
|--------------|---------------------|--------------|----------------------------------|
| 令和八年十月一日     | 権利の始期から令和十三年九月三十日まで | 三、〇六五円       | 農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局笠岡支局に供託する。 |

五 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由

借受希望者が明確であり、また公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団農地中間管理事業規程第四条第二項の規定による農地中間管理権を取得しないとされた農用地等に該当しない。

六 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年八月十四日（金）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5) 意見の趣旨及びその理由

七 (6) その他参考となるべき事項  
その他

十五年以上の農地を利用する権利の存続期間を設定した農地については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する土地改良事業が行われることがある。

〔三二九〕農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番     |  | 地目 | 面積（平方メートル） |
|------------|--|----|------------|
| 笠岡市吉浜八九六番六 |  | 田  | 一六八        |

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が不確知であり、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実に認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間                | 借賃に相当する補償金の額 | 補償金の支払の方法                        |
|--------------|---------------------|--------------|----------------------------------|
| 令和八年十月一日     | 権利の始期から令和十三年九月三十日まで | 八四〇円         | 農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局笠岡支局に供託する。 |

五 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由

借受希望者が明確であり、また公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団農地中間管理事業規程第四条第二項の規定による農地中間管理権を取得しないとされた農用地等に該当しない。

六 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年八月十四日（金）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5) 意見の趣旨及びその理由

七 (6) その他参考となるべき事項  
その他

十五年以上の農地を利用する権利の存続期間を設定した農地については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する土地改良事業が行われることがある。

〔三三〇〕農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番     |  | 地目 | 面積（平方メートル） |
|------------|--|----|------------|
| 笠岡市吉浜八九六番七 |  | 田  | 一、二二二      |

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間                | 借賃に相当する補償金の額 | 補償金の支払の方法                        |
|--------------|---------------------|--------------|----------------------------------|
| 令和八年十月一日     | 権利の始期から令和十三年九月三十日まで | 六、一一〇円       | 農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局笠岡支局に供託する。 |

五 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由

借受希望者が明確であり、また公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団農地中間管理事業規程第四条第二項の規定による農地中間管理権を取得しないとされた農用地等に該当しない。

六 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年八月十四日（金）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

- 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- 意見の趣旨及びその理由

七 (6) その他参考となるべき事項  
その他

十五年以上の農地を利用する権利の存続期間を設定した農地については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する土地改良事業が行われることがある。

〔三三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字東ノ条七四七番五、七四九番四、七五〇番一、七五〇番七、七五〇番八、七五〇番九、七五一番一、七五二番一、七四九番四地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区神田町二丁目一番二五号

ライフォス株式会社

代表取締役 大塚 淳史

三 許可年月日及び許可番号

令和八年一月二十七日岡山県指令建指第二五六号

〔三三二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字東ノ条七四七番五、七四九番四、七五〇番一、七五〇番七、七五〇番八、七五〇番九、七五一番一、七五二番一、七四九番四地先水路

二 公共施設の種類

道路、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区神田町二丁目一番二五号

ライフォス株式会社

代表取締役 大塚 淳史

五 許可年月日及び許可番号

令和八年一月二十七日岡山県指令建指第二五六号

◎岡山県選管告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があった。  
令和八年七月三十一日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

|            |      |      |                          |          |
|------------|------|------|--------------------------|----------|
| 井上みちたか後援会  | 井上道隆 | 井上静子 | 都窪郡早島町若宮二四―二             | 令和八・六・一二 |
| いわたよしのり後援会 | 辻昭吾  | 光本優作 | 岡山市北区津倉町一―四―一岩田ビル第三 一〇二号 | 〃        |
| おかふじ一夫後援会  | 原隆一郎 | 岡藤貴子 | 都窪郡早島町早島一〇〇八―四           | 〃        |
| 日本商工連盟津山地区 | 末澤由博 | 西山公二 | 津山市山下三〇―九                | 〃        |
| 守屋光正後援会    | 守屋光正 | 守屋光正 | 都窪郡早島町早島四一二六―二〇          | 六・二六     |
| 安原あきひろ後援会  | 安原智史 | 安原佳子 | 岡山市南区妹尾六三七               | 六・二      |

◎岡山県選管告示第六十四号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。  
令和八年七月三十一日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林 裕 一

| 一 政党の支部                       |         | 新             |                   | 旧                               |          | 異動年月日 |
|-------------------------------|---------|---------------|-------------------|---------------------------------|----------|-------|
| 政治団体の名称                       | 代表者の氏名  | 異動事項          |                   |                                 |          |       |
| 自由民主党岡山県倉庫支部                  | 安原 博    | 代表者の氏名        | 安原 博              | 末長 範彦                           | 令和八・五・一九 |       |
| 自由民主党岡山県ときわ会支部                | 古門 真也   | 会計責任者の氏名      | 坂本 芳明             | 山田 修司                           | 六・一      |       |
| 立憲民主党岡山県第2区総支部                | 高原 俊彦   | 代表者の氏名        | 高原 俊彦             | 鈴木 一史                           | 五・三一     |       |
| 二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体） |         |               |                   |                                 |          |       |
| 政治団体の名称                       | 代表者の氏名  | 異動事項          | 新                 | 旧                               | 異動年月日    |       |
| 岡山県警備業政治連盟                    | 杉島 博    | 政治団体の名称       | 岡山県警備業政治連盟        | 岡山県警備業連盟                        | 令和八・六・一八 |       |
| 日本栄養士連盟岡山県支部                  | 笹 埜 三世里 | 会計責任者の氏名      | 福 武 義 修           | 岡山県警備業連盟<br>俣 野 祐 之             | 六・一三     |       |
|                               |         | 主たる事務所の所在地    | 岡山市東区瀬戸町宗堂九一二     | 和気郡和気町本九六五一一                    |          |       |
|                               |         | 会計責任者の氏名      | 江口 佳美             | 近藤 恒子                           |          |       |
|                               |         | 政治団体の名称       | はじめよう、つやまと        | 希望のまち津山・光井聡後援会                  | 六・三〇     |       |
|                               |         | 主たる事務所の所在地    | 津山市南新座三四一一〇       | 津山市南新座三一                        |          |       |
|                               |         | 会計責任者の氏名      | 志水 亮介             | 神崎 大輔                           | 六・二〇     |       |
| 原田謙介政治参画研究会                   | 原田 謙介   | 主たる事務所の所在地    | 岡山市北区富町一―三―二六     | 岡山市北区奉還町三一―五―八                  | 六・二四     |       |
|                               |         | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | に係る国会議員関係政治団体                   |          |       |
| 平岡えりこ後援会                      | 木村 丹    | 代表者の氏名        | 木村 丹              | 三島 昭彦                           | 六・二九     |       |
| ひろもりしほ後援会                     | 廣森 志穂   | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 | 四・三〇     |       |
| 光井さとし後援会                      | 志水 亮介   | 政治団体の名称       | 光井さとし後援会          | はじめよう、つやまと                      | 六・三〇     |       |
|                               |         | 主たる事務所の所在地    | 津山市南新座三四一一〇       | 津山市南新座三一                        |          |       |
|                               |         | 会計責任者の氏名      | 片山 英之             | 神崎 大輔                           |          |       |

◎岡山県選管告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。  
令和八年七月三十一日

一 政党の支部

政治団体の名称

中道改革連合岡山県第1区総支部

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

岡山創生フォーラム

政治結社大日本憂國真和會

細羽敏彦後援会

正木あきひろ後援会

三宅誠志後援会

みわ順治後援会

守井ひでたつ後援会

岡山県選挙管理委員会  
委員長

大林裕一

代表者の氏名

原田謙介

解散年月日

令和八・六・二四

代表者の氏名

上杉恭平

高木滋弘

井本一雄

三村隆康

杉山信義

久安雅博

森本修作

解散年月日

令和八・五・三一

令和七・一〇・二五

〃 四・三〇

令和八・三・三〇

令和七・一二・三一

令和八・六・二六

〃 六・一

◎岡山県選管告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。  
令和八年七月三十一日

| 岡山県選挙管理委員会            |         | 大 林 裕 一   |                 |
|-----------------------|---------|-----------|-----------------|
| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地      |
| 兼松 勲                  | 玉野市議会議員 | 兼松勲後援会    | 玉野市八浜町大崎一二五〇―三九 |
|                       |         |           | 指定年月日           |
|                       |         |           | 令和八・六・一         |

◎岡山県選管告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。  
令和八年七月三十一日

岡山県選挙管理委員会 委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届  
出をした者の氏名  
原田謙介  
資金管理団体の名称  
原田謙介政治参画研究会

資金管理団体で  
なくなった年月日  
令和八・六・二四

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつた。

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

資金管理団体の届  
出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

原田謙介

原田謙介政治参画研究

主たる事務所の所在地

岡山市北区富町一—三—二六

岡山市北区奉還町三一五—八

令和八・六・二〇

廣森志穂

会

会

光井 聡

はじめよう、つやまと

政治団体の名称

はじめよう、つやまと

希望のまち

六・三〇

”

"

主たる事務所の所在地

津山市南新座三四一〇

津山市南新座三二

II

II